

# 高校職業学科における実習助手制度の歴史

## ——その形成過程を中心に——

佐々木 享

### はじめに

高等学校と障害児学校高等部には教諭の他に実習助手が配置されている。しかし、この実習助手の制度や実態に関する先行研究は、管見の限り皆無に等しい。本稿は、戦後日本の高等学校の実習助手について、この制度の形成過程を中心に、若干の論点をおよそ1960年代までに限ってラフスケッチすることを目的とする。

実習助手の制度と実態に関する先行研究には、二つの面がある。まず学術研究の面では、管見の限りほとんど知られていない<sup>\*1</sup>。他方、高等學校の実習助手について各都道府県の高等学校教職員組合（以下高教組とする）とそれらの全国組織である日本教職員組合（以下日教組とする）、日本高等学校教職員組合（以下日高教とする）がその待遇改善等に熱心に取り組んでおり、ある時期から毎年開催されている実習教員全国研究集会の活動やそのまとめなどその研究と運動の蓄積は少なくない。残念なことに、これら職業団体の活動の諸記録はその部内にとどまり、これまでのところ学術研究とは全く結び付けられてこなかった。こうした経過があるので、本稿においても、いくつかの高教組の活動記録などを資料として援用する。

なお、日教組や日高教及びその加盟組合は、近年「実習助手」でなく「実習教員」と呼称するよう提唱している。しかし、事象を歴史的に扱う本稿では、史料のうえである時期に「実習教員」なる呼称が現れたりするので、混乱をさけるために、実習助手であることがはっきりしている場合はそのままとして記述することとする。

## I 実習助手の配置と呼称の現実

### 実習助手の配置の現実

「実習助手」という職種名が初めて登場した法規は、今日知られている限り、1948年1月27日に制定された「高等学校設置基準」（昭和23年文部省令第1号）中の職員の種類を規定した第12条と配置すべき実習助手の数を規定した第13条である。この条文をみる限り、実習助手は、すべての高等学校に配置されるべきことを前提とし、農業、工業等の職業学科には加配すべきもので、定時制課程においても配置すべきことを確認しているものと読める。それにもかかわらず、制定後すでに50年以上経過しているのに、いまだに実習助手を1名も配置していない高等学校があるなど、「高等学校設置基準」から想定される様相との違いは少なくない。その理由や背景を知るためにには、この「高等学校設置基準」の背景や成立過程を調べる必要がある<sup>\*2</sup>。その前にまず配置の実際を確認しておこう。

実習助手の配置の状況は、都道府県によりかなり異なる。神奈川県、京都府などのように、21世紀初頭においては、普通科を含むすべての高等学校に配置されている府県も少なくない。しかし他方に県によっては今日なお実習助手を1名も配置していない学校も少くない。

教員と違い実習助手には免許状制度がないので単純に調査することはできない。実習助手の担当で現在確認できるのは、教科としては、戦前からの伝統のある農業、商業、工業、水産などの職業学科、家庭、看護のように戦後に誕生した職業学科、及び普通教科の理科、家庭科である。京都府立の高等学校に配置されている実習助手は、職業学科配置の者をのぞけば、すべて理科担当である。神奈川県立高等学校の場合は、実習助手の担当教科は、職業学科では当該教科であるが、普通科のみの高等学校においては理科、家庭科などである。この他、理科と家庭科との掛け持ち、司書と理科（あるいは家庭科）との掛け持ちもある。

教科以外では、障害児学校、司書、事務、視聴覚教育が知られる。かつ

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 —その形成過程を中心に—

では、校長秘書などもあったといわれる。教科以外で最も多いのは、恐らく司書であると推測される。

### 実習助手の呼称

任意に各都道府県の高等学校の『学校要覧』について実習教員の記述を調査してみると、実習助手等の教職員の「職名」の記載方法は極めて多様なことがわかる。そこには、教諭、実習助手、教諭兼実習助手、実習教諭、実習教員、実習教師、実習講師、講師（実習担当）などの名辞がみられる。結論をいえば、『学校要覧』に記載された名辞は必ずしも職名ではなく、「呼称」である場合が多い。しかも『学校要覧』等における実習助手の表示方法は、府県あるいは学校により、また時期によりなりきりの違いがある。同一の高等学校に「実習教諭」と「実習助手」などが混在したり、また同じ高等学校においても時期が異なると呼称が違うこともある<sup>\*3</sup>。

こうした事象は、各都道県の高教組が実習助手の処遇改善の一環として「実習助手」の呼称を改めるよう要求しており、各都道府県教育委員会が工夫をこらした結果である。その動きが全国的に統一されていない結果、府県毎に呼称が異なってしまう。当該都道府県限りで議論している際には問題ないが、本稿のように全国の実習助手がかかえる諸問題を統一的にとらえようとする場合には困惑することになる。

## II 実習助手制度の成立

### (1) 実習助手制度の成立過程

#### 「高等学校設置基準」の成立過程

実習助手制度成立の背景を知るためにには、「高等学校設置基準」の背景やその成立過程を調べる必要がある。

「高等学校設置基準」の制定過程について研究した最初の論文は、大村

恵のものであると思われる<sup>\*4</sup>。しかし大村の主要な関心は新制高等学校の定時制課程の成立過程を解明することにあったので、「実習助手制度」の登場過程については全く触れていない。この後三羽光彦は、戦後の学校制度改革の過程を精緻に分析する労作の中で、「高等学校設置基準」の制定過程についてもかなり詳細に言及した<sup>\*5</sup>。しかし三羽の場合も、主要な関心は教育課程を中心とした新しい学校制度理念の形成過程を解明することにあったため、筆者の関心事である「実習助手制度」については全く言及していない。

そこで本稿では、これら先行研究の成果に依拠しながら、実習助手制度の形成過程を中心として「高等学校設置基準」の制定過程を素描してみる。主として依拠する史料は、大村、三羽と同じく、戦後改革期に文部省の中等教育課長の職にあった太田周夫が遺した文書（以下「太田周夫文書」とする）と占領軍担当官が遺した文書である。

学校教育法の制定の見通しがたった1947年3月末には、学校教育法第3条により各級の学校について「設置基準」を設定すべきことは既定のこととなっていた。文部省は3月頃から各級の学校の設置基準制定の準備に取りかかり、25日には新制高等学校設置基準設定委員会の第一回会合を開催した<sup>\*6</sup>。「太田周夫文書」の中には、旧学制下の「中等学校の設置認可条件」（旧学制の下では公表されていなかった）など、設置基準設定に当たり参考すべき資料が多数含まれている。そして4月30日には、高等学校設置基準設定について、省内での一定の合意ができたものと思われる<sup>\*7</sup>。

「高等学校設置基準」を制定するには、数多くの難問があった。全過程を追う紙幅の余裕はないので、ここでは、主要な論点と結論的な取り扱いのみを示す。

最も重要な論点は、新制高等学校の位置づけであった。文部省内には、この4月末日段階では、「基準設定の基礎となるべき高等学校卒業者の学力の程度については、諸般の事情にかんがみ、当分の間、これを従前の制度による高等学校第一学年修了の程度に保つことを目途とするものとする。

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 —その形成過程を中心に—

但し、できるだけ早い時期において、これを従前の制度による高等学校高等科第二学年修了の程度に高めるよう努力するものとする。」という理解があった。文部省側のこの判断の背景には、1947年3月28日に教育刷新委員会総会が採択した建議が新制高等学校にここに述べられた水準を求めていたという無理なからぬ事情があった。しかしこれに対してCIE係官は、文部省の担当官に、新制高等学校は民主的で大衆的な性格をもつべきであることに改めて注意を喚起し、その方向で高等学校設置基準設定委員会の作業を指導した<sup>\*8</sup>。その意味で、この時期は高校設置基準制定への動きの一つの転機であり、基準制定の最初のこの段階は重要であった。

第二に、この新制高等学校の性格づけとの関連で、定時制課程の位置づけが大きな問題となった。最終的に全日制と同等の課程が成立した経緯については大村、三羽の労作に詳しいのでここでは触れない。

第三に、「高等学校設置基準」に盛り込むべき内容が問題であった。これは「高等学校設置基準」設定をめぐるほとんど全過程で問題となり、結論としては、「高等学校設置基準」には学科の種類、施設設備、編制のみを盛り込み、その他は『運営の手引き』など他の文書として切り離すこととされた。したがって筆者の当面の関心事である実習助手制度の設定やその位置づけは、「設置基準」の「編制」の内容の一部として議論された。

第四に、翌1948年度には高等学校を発足させることはすでに既定の方針となっていたので、数ヶ月以内に決定しなければならない時間的な制約があった。このため、制定されるべき「基準」の内容としては、暫定的ななものと恒久的のものが議論された。しかしこの点は、最終的には恒久的な基準として一本化され、これを公布する通達の末尾に、当面の緩和措置を認める旨の文言をつけ加えることで解決された。

### 実習助手規定の成立過程

実習助手問題に限って論点と経過を整理してみる。まず、設置基準の検討が中等教育課で始められた頃、この動きとは別に、教職員免許状制度の

検討を始めていた師範教育課の4月11日付けの文書の中に「実習教師については検討中」と記述されていることが注目される<sup>\*9</sup>。また、後述の分科会の議論が始まられる直前の段階の文部省側の文書では「但し実習教師については尚検討中」<sup>\*10</sup>あるいは、「実習教師については分科会において審議する」と記されている<sup>\*11</sup>。これらは、実業学校に置かれていた「実習教師」のやや曖昧な位置づけが文部省当局者の意識の中にあったことを示唆している。

実習助手が関連する問題は、6月5日から7月上旬まで続けられた「新制高等学校設置基準設定委員会分科会」でだされている。設置されたのは、普通科、農業科、工業科、商業科、家庭科、夜間課程の6分科会である。

「太田周夫文書」の中には、各分科会からの報告が出揃うまでの段階の各分科会の中間的なまとめの文書が多数収められている。それらの中で、「編制」に関して最も詳細な議論をして文書にまとめているのは、工業に関する学科の分科会のそれである。

たとえば、日付がない「工業関係学科施設暫定基準案」なる文書には、以下のような記述が含まれている<sup>\*12</sup>。

「実習助手の数は工業に関する学科を置く高等学校にあっては三学級以下の場合は一学級毎に三人以上をおき一学級以上三学級までを増す毎に一人以上を増加する。」

前項の外一学級を増す毎に二人以上を増加しなければならない。」

文章は整っていないが、実習助手を配置すべきことに配慮していることはわかる。これが、これまで判明している限り、「実習助手」なる職名の初出文書である。

この文書の背景にあったものとして、「教員の数は六学級以下の場合は一学級毎に教諭三人以上を置き七学級以上一学級を増す毎に二人以上の割合で之を増加する／但し一学級一人は専任とする／前項の外一学科を増す毎に二人を増加する三学級以下一学級毎に二名の実習教師を置く／一学級を増す毎に其の一人を増す（右の内には助手を含むも差支なし）」という

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 ー その形成過程を中心にー

記述をふくんだ工業学校長協議会の意向が注目される<sup>\*13</sup>。工業学校長協議会の意向は工業分科会の委員に伝えられていたと思われるからである。しかしこの文書では「実習教師」と「助手」となっている。こうしてみると、「実習助手」としたのは、工業分科会の委員の意見だったのであろう。

なお、この文書には「実習教師」なる職種が記されていることが注目される。ここでは、実業学校の教員数を規定していた（旧）実業学校規程第32条に一定の教員数の外に「実習ニ付相当数ノ教員ヲ置クベシ」とあったことを想起していたものと思われる。

以上その他、農業及水産関係学科の分科会の文書には、「教員定数は現行規定を厳守するものとする。但し実習助手は三学級以下の場合は一学級毎に一・五人以上を置き、一学級以上三学級までを増す毎に0.5人〔ママ〕を増加する。」という記述が含まれている<sup>\*14</sup>。これらの学科も実習助手の配置を要求していたことがわかる。

7月中旬には、高等学校設置基準設定に関する各分科会からの報告が出揃った<sup>\*15</sup>。ただし普通科分科会からの報告が発見されていない。

その工業科からの報告では、「実習助手」ではなく、「実習教員」について詳細に述べていることが注目される。「編制」の関連部分は以下のとおりである<sup>\*16</sup>。

「3. 実習教員は一学科三学級以下一学級毎に二人以上を置き四学級以上一学級を増す毎に一人以上の割合で増加するものとす（この中に若干の実習助手を含んで差支へない）／但し学校に生産工場を経営する場合にはこれ以上相当数の実習教員を増加しなければならない。

### 4. 実習教員の資格

高等学校卒業若しくはこれと同等以上の学力を有するもので教職的教養を有し技術試験に及第した者に免許状を授ける（技術試験は取敢えず全国工業学校長協会で行うことが望ましい）但し左の者に対しては技術試験を免除しうる。

- (一) 高等学校の工業に関する学科を卒業し四年以上実務に従事し成績優秀な者
- (二) 現在工業学校の実習教員の資格をもってゐる者
- (三) 工業専門学校若しくはこれと同等以上の学校を卒業し二年以上実務に従事し成績優秀な者
- (四) 商工省の技術試験第一級に合格した者
- (五) 電気事業主任技術者第三級以上又は電気通信技術者資格第三級以上を有し三年以上従事し成績優秀な者

#### 過渡期の臨時措置

現在工業学校実習教員の資格に関する無試験検定の制度を当分の間継続する。」

たとえば、農業及び水産関係分科会からの報告書中の実習助手の数に関する記述は、「三学級以下の場合は一学級毎に三人以上を置き一学級以上三学級までを増す毎に一人増加する。／前項の外一学級を増す毎に二人以上を増加しなければならない。」となっている<sup>\*17</sup>。

商業科分科会からの報告の記述も同程度である。後述する7月30日の案では、家庭科と普通科とがまとめて記述されるので、家庭科分科会からの報告をみると、関連部分は「編制第四号第三項に掲げる実験実習助手の数は教諭二人乃至三人について一人とする。」という極めて簡略なものである<sup>\*18</sup>。この分科会だけが「実験実習助手」という他の分科会とは異なる職名を掲げていることも注目される。

ところで、日高等学校教育局長に報告書を提出する前日の7月28日にまとめられた「定時制高等学校暫定基準案(22.7.28)」には、「(5) 実業科を置く学校にあっては実習の教師又は実習助手を置くことができる。」と述べられている<sup>\*19</sup>。既に他の分科会報告がほぼまとめられた後なので、工業科が提起する「実習教員」とその他の分科会が提起する「実習助手」とを併記していることがわかる。

こうした経過を経て、7月30日には、高等学校設置基準設定委員会委員

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 —その形成過程を中心に—

長より日高等学校教育局長へ報告書が提出された<sup>\*20</sup>。

この報告書は、「一、高等学校設置基準案（別紙一）、二、昭和二十三年度高等学校設置暫定基準案（別紙二）」からなる。その内容は各分科会からの報告をほとんど機械的にまとめたものである。別紙（一）の中に実習助手の数に関する記述が見えるが、農業科から書き始められ、あれほど熱心に問題提起していた工業科が全く抜けている。ただしここでは実習助手に関する項目の中に、「普通科又は家庭に関する学科をおく高等学校にあっては実習助手の数は実験実習を担当する教諭二人ないし三人について一人とする。」という形で、普通科にも実習助手を配置すべきことが始めて現れていることが注目される。

他方、別紙（二）の中では「工業に関する学科の実習教員の資格」、「同上の過渡期の臨時措置」なる記述があり、工業学科の分科会報告の要点はここに整理されている。

ここまで経過をみる限り、実習助手に関する議論は、工業科関係者が旧実業学校の時期から存在している実習教員と関連させながら熱心に問題提起していたのに対し、他の農業、商業、水産などでは、おそらく工業科の議論の影響を受けて実習助手配置の意見として整理されてきたように推測される。

8月以後にもっぱら文部省内ですすめられた「高等学校設置基準」制定作業の経過を示すいくつかの文書が発見されている。たとえば日付不明の8月以降のある段階での「高等学校設置基準（案）」では、それ以前には「実習教員」としていた工業科を含めてすべて「実習助手」と記されている<sup>\*21</sup>。ただしこの文書は、実習助手の数に関する記述は、農業科、水産科、工業科の順に学科毎に併記した後に、「その他の学科にあっては実験実習助手の数は云々」として、家庭科分科会報告の報告に見えた「実験実習助手」の職名を残している。

10月21日付けの「高等学校設置基準要綱（案）」になってやや条文も整頓され、実習助手に関する記述は、この段階の案になって初めて普通科か

ら書き始められている。すなわち、「通常の課程の実習助手の数は、普通科、商業に関する学科、又は家庭に関する学科を置く高等学校においては、三学級以下の場合には二人以上とし、三学級以上一学級加えるごとに、一人以上の割合でこれを増加しなければならない。」と学級数基準で配置すべきことを述べ、以下順次「農業又は水産に関する学科」、「工業に関する学科」の順に配置すべき数を規定し、「実験実習助手」の職名も「実習助手」に統一された<sup>\*22</sup>。

その後、「高等学校設置基準規程案」なる文書の段階で、配置すべき実習助手の数を生徒数を基準として定める方式に転換した<sup>\*23</sup>。その全文は以下の通りである。

「第15条 実習助手の数は、生徒数百二十人以下の場合は二人以上とし、百二十人を超える場合は百二十人以下を加えるごとに一人以上の割合でこれを増加しなければならない。／前項の外農業、水産又は工業に関する学科においては、一学科ごとに二人以上をおかなければならない。〔定期制課程に配置すべき数に関する記述略〕」

文章はまだやや整っていないが、制定された「高等学校設置基準」に近いものとなっている。12月27には、これを更に整頓したものがCIE係官に承認され<sup>\*24</sup>、これが翌48年1月15日の通達（発学第12号）で予告され、1月27日に文部省令として告示された。

## (2) 実習助手制度成立期の実態

### 筆者の体験

筆者は、1947年5月に急に一家の支柱だった父を亡くしたので、中学校（旧制）第3学年を中途退学し、父が勤めていた同じ機械工場で油まみれになって働き始めた。間もなく近所の人に教えられて夜は県立工業学校（旧制）の夜間部である（高等小学校第2学年修了を入学資格とする）第二本科機械科第2学年に編入した。9月に入って、この夜間部で化学の授業を担当し

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 ーその形成過程を中心にー

ていたO先生に勧められてこの学校の工業化学科の助手となり、工業化学科に配置された。

「助手となり」と書いたが、当時の正式職名を記憶しているわけではなく、そう呼んでいたに過ぎない。少なくとも「実習助手」と呼ばれたことはなかった。筆者はこの学校で1951年4月まで助手として働いた。うろ覚えだが、退職した時の辞令には「雇」と書かれていた。なお、学制改革によりこの学校も翌1948年からは県立工業高等学校になった。

筆者が就職した当時のこの工業学校には機械、工業化学、紡織の3科があり、それぞれの科に3名前後の助手が配置されていた。工業化学科の助手は、Kさんだけがこの工業学校の工業化学科の卒業生で、筆者を含むその他の助手はいずれも夜間部（機械科のみ）の生徒だった。筆者が1951年4月に退職する頃は、まだ実習助手と呼ばれてはいなかった。

記憶をたどってみると、筆者が勤務した工業学校には、その学校を卒業しただけの学歴の教師が何人かいた。いま考えてみると、助手を何年か経験した後に無試験検定で実習教員の資格を取得した人だったにちがいない。筆者の同僚だった優秀なKさんもこの道を歩むはずだったのに、学制改革でその道を絶たれたわけである。

### 岐阜県に見る戦後初期の状況

ここでは、岐阜県の例を取り上げてみよう。『岐阜県教職員名簿』の1950年版の各高等学校の欄によると、実習助手あるいは助手の扱いは様々であったことがわかる。

第一に、普通科のみの高等学校には、実習助手なる職名の人は見えない。まれに、「事務助手」なる人が配置されている学校が見えるが、これは「高等学校設置基準」にいう実習助手ではなく、雇いの人をこのように呼称していた可能性がある。

第二に、職業科を設置している高等学校における実習助手に相当すると思われる人の位置づけは、区々である。岐阜市立工業高等学校の場合、「実

「実習教師」が6名、「助手」が4名掲載されている。「実習教師」と「助手」については、機械、建築等々のそれぞれ担当科目が記されている。県立岐阜工業高等学校全日制の場合、「実習教師」が8名掲げられている。ところが同校には、「実習助手」等の職名の人は一人も掲げられていない。

第三に、普通科に農業科と商業科を併置していた県立大垣南高等学校には、「実習教師」はなく、農業担当の「実習助手」が1名配置されているに過ぎない。かなり規模の大きな県立大垣工業高等学校全日制の場合、「実習教師」が14名配置されているが、これ以外に「助手」ないし「実習助手」と推定される職名の人は1名も掲げられていない。この「実習教師」のうち4名には担当教科が記されていない。

第四に、以上その他に、まれに「実習教員」なる職名もみえる（県立揖斐高等学校）。

第五に、以上に述べた特徴は、少なくとも1954年までは基本的には変わらない。わずかな変化は、一部の工業高等学校に「職工」あるいは「工手」なる職種の人多数登場してきたことだけである。

以上のことから、「高等学校設置基準」の文面とは違い、普通科には「実習助手」ないし類似の職名の人は一人もいないこと、工業科や農業科には「実習教師」なる職名の人が配置されていること、「助手」ないし「実習助手」なる職名の人はゼロか極めて少ないと、この他まれに「実習教員」なる職名も見えること、などがわかる。換言すれば現実の高等学校の職員配置は、「実習助手」に関する限り「高等学校設置基準」の文面から推測される様相とはかなり違っていたといえる。

ちなみに『教職員名簿』によると、岐阜県の公立高等学校に理科担当の実習助手が配置されるのは1961年からである。

#### 実習助手制度発足期の官庁の諸統計

第二次大戦後に初めて公刊された『文部省年報』の1948（昭和23）年版には、早くも高等学校（新制）の職員数として男1,983名、女494名の「実

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 —その形成過程を中心に—

「実習助手」数が掲げられている。1949（昭和24）年の『文部省年報』では、「実習職員」として男2,663名、女882名が記録されている。1950年の最初の「学校基本調査」には「実習助手」とされているが、1951、1952年度には実習助手を技術職員と合わせて示していた（1953年からは実習助手で一貫している）。新制高等学校の発足初期この時期の実習助手の位置づけはまだ不安定だったことがわかる。

実習助手の起源が旧学制の時期にさかのぼることは、若干の公的資料からも確認できる。たとえば文部省『産業教育調査 昭和36年度』（133頁）には、「経験年数別教員及び実習助手数（本務者）」なる表に教員と実習助手の経験年数別の統計数値が記載されている。この調査は1961年6月1日現在なので、ここに記載された経験年数13年以上の者は旧学制の時期から勤務していたと推定される。大部分の者が高等学校となってからの採用者であるのは当然としても、実態として今日の実習助手に当たる職種として戦前から在職している人が少なからず存在していたことを示唆している。しかし、この表にいう旧学制の時代の「実習助手」の存在様式に関する資料はほとんど知られていない。

他方、『産業教育七十年史』巻末には、表1が掲げられている。文部省の実施した統計調査が、1954年当時の高等学校職業学科の実習職員として、「実習教諭」「実習助教諭」「助手」「雇用人」「その他」などの範疇を掲げていたことがわかる。

表1 実習職員の課程別・職種別構成比（1954年）

区分	実習教諭	実習助教諭	助手	雇用人	その他	計
農業	7%	3%	57%	29%	4%	100%
工業	27	7	54	5	7	100%
商業	22	7	41	3	27	100%
水産	11	2	44	34	9	100%
家庭	8	11	59	2	20	100%

[出典] 文部省『産業教育七十年史』1094頁による。

この表の内容に関連して、表2にはこれら実習職員の学歴が掲げられている。

表2 実習職員の課程別・職種別・学歴構成比（1954年）

区分	実習教諭	実習助教諭	助手	雇用人	その他
義務教育その他	10%	31%	28%	84%	35%
農 中等教育	57	62	70	16	55
業 大学高専	33	7	2	-	10
合 計	100	100	100	100	100
義務教育その他	38	42	38	63	42
工 中等教育	52	54	59	36	41
業 大学高専	10	4	3	1	17
合 計	100	100	100	100	100
義務教育その他	22	-	11	29	15
商 中等教育	50	100	81	71	65
業 大学高専	28	-	8	-	20
合 計	100	100	100	100	100
義務教育その他	11	-	36	80	75
水 中等教育	83	100	64	20	19
産 大学高専	6	-	-	-	6
合 計	100	100	100	100	100
義務教育その他	6	23	13	20	25
家 中等教育	6	41	82	60	40
庭 大学高専	88	36	5	20	35
合 計	100	100	100	100	100

(注)「義務教育その他」は小学校・高等小学校・新制中学校その他。

「中等教育」は、甲乙実業学校・旧制中学校女学校・新制高等学校。

「大学高専」は、専門学校、旧制大学、短期大学、新制大学。

[出典] 文部省『産業教育七十年史』1095頁による。

教育職員免許法には「実習教諭」あるいは「実習助教諭」という免許状は存在しない。したがってここでいう「実習教諭」とは「工業実習」等の実習に関する教科の教諭免許状をもつ者を指しているものと思われる。「実習助手」でなく、たんなる「助手」とされていることも注目される。「雇

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 —その形成過程を中心に—

用人」とはかつて筆者が勤めていた頃の雇用形態であろうか。

ここでは、比率に多少の差があるとはいえ、「実習教諭」あるいは「実習助教諭」にさえ「義務教育その他」「中等教育」など学歴の低い者の存在が注目される。

### (3) 教育職員免許法における旧学制からの継承と断絶

#### 旧学制時代からの経過

前述のように、「実習助手」は「高等学校設置基準」により1948年の高等学校発足と同時に制度化された。しかし教育現場では、旧学制下の実態を継承して出発せざるを得なかったと思われる。その意味では、「高等学校設置基準」制定を議論する過程で工業分科会が「実習助手」でなく「実習教員」の配置を要求していたことが想起される。工業分科会の委員にとっては「実習教員」はたんなる思いつきではなく、現実に配置されていた人々であった。同時に同分科会の報告が「実習教員」とともに「この中に若干の実習助手を含んで差支へない」として「助手」の存在を認めていたことにも留意する必要があろう。

このような要求が提起された旧学制の中等諸学校の教員養成と実業学校的教員検定制度の概略を理解する必要がある。

旧学制下の師範学校、中学校及び高等女学校の教員免許状の授与方式は、「師範学校中学校高等女学校教員検定規程」により、無試験検定と試験検定とに分かれていた。無試験検定とは、大学、専門学校等の学歴と成績等の書類審査のみで学力試験を実施することなく授与する方式をいう。そしてこの無試験検定を受けることができる者は文部大臣の指定した学校の卒業者に限られていた<sup>\*25</sup>。この試験検定は大学、専門学校等のいわゆる正規の学歴のない者につき、学力検査と実地試験、口頭試問により実施された<sup>\*26</sup>。

他方実業学校の教員については、これとは全く別個に「実業学校教員検定ニ関スル規程（大正11年1月24日文部省令第4号）」が定められていた。この検定にも試験検定と無試験検定とがあった。本稿の観点から注目されるのは、無試験検定を規定した第6条の三号と四号の規定である。

第六条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ無試験検定ヲ受クルコトヲ得但シ

第三号又ハ第四号ニ該当スル者ハ実習科目ノ検定ニ限り之ヲ受クルコトヲ得 [一号、二号略]

三 実業学校ヲ卒業シ五年以上検定ヲ受ケムトスル学科目ニ関スル実地ノ経験ヲ有シ技術優良ナル者

四 五年以上実地ノ経験ヲ有シ実業学校ニ於テ検定ヲ受ケムトスル学科ノ実習教授ヲ担任シ成績優良ナル者 [後略]

この三号、四号による検定で免許状を取得した人々が「実習教員」と称されていたと推測される。そして「実習科目ノ検定」を受けるための「実地ノ経験」あるいは「実習教授」は、助手あるいは無免許のいわゆる代用教員としての実績を通して得られたものと推測される。（残念ながら実業学校教員検定の実際に關する研究は遅れており、これ以上立ち入って検討する材料が見あたらない）。

#### 新学制の教員免許状への切替

学制改革の一環として1949年に教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）が成立し（施行は同年9月1日）、旧学制ではそれぞれ学校種別ごとに別個に定められていた教員免許状の制度が統一され、教員養成は大学で行うことを原則とするに至った。しかし旧学制による教員免許状の新学制のそれへの切替については、教育職員免許法施行法（昭和24年5月31日法律第148号）が制定された<sup>\*27</sup>。旧制の教員免許状は、1949年に始まった認定講習受講などのいわゆる移行措置を経て、新しい免許状に切替られた。

この経過の中で、「実習」に関する免許状をもつ実業学校の教諭らも「工

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 —その形成過程を中心に—

「工業実習」、「農業実習」等のいわゆる実習にかかる教諭あるいは助教諭の教員免許状に切替られたと推測される。しかし文部省の1954年の統計や1950年代に岐阜県にみられた「実習教師」などの位置づけには、なお不明な点が残る。

ここで重要なことは、49年に制定された当初の教育職員免許法には、検定により「工業実習」、「農業実習」等の実習にかかる教諭あるいは助教諭の教員免許状を取得する道も記載されていたにもかかわらず、その実施方法は空欄になっていたことである。かくて新学制の成立により「職業高校実習助手から教員免許状を取得することができなくなり、教諭への任用替の道は閉ざされた。」<sup>\*28</sup>。

### 「雇」の助手から県費採用の実習助手へ

日高教「実習職員部」の活動の記録には、「57年の長野県の『実習助手が雇員扱いになっているのは条例違反』としてとりくんだ実習職員のたたかいは、他県へも大きく波及し、文部省の初中局長から『実習助手は教育公務員である』との明確な回答を引き出すまでに発展した。」という記述が見える<sup>\*29</sup>。他方、長野高教組実習教員部の資料によると、1957年までは「助手」で翌1958年から「実習助手」と改称された如くに示されている<sup>\*30</sup>。

### 産業教育手当の支給——職業学科の実習助手の待遇改善

1957年にいわゆる産業教育手当支給法が制定され、高等学校職業教育学科の実習担当の教職員の待遇改善が図られた。

この法律は、やや理解しがたい経過をたどった。すなわち、当初の法律は「農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律」（昭和32年5月31日、法律第145号）というもので、支給対象に工業、工業実習を担当する教職員を含まず、また実習助手ものぞかれていた。

こうした諸点を不満とした工業高等学校長協会や高等学校教職員組合などの要求により、翌1958年に、「農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律」（昭和33年4月28日、法律第103号）が制定され、支給範囲は工業及び商船の学科に拡張され、同時に実習助手も支給の対象となった。

この産業教育手当支給法の改正を承けて、1958年には、産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定める政令（昭和33.11.17政令第315号）が制定された。ここでは、「教諭の職務を助けるもの」という実習助手の職務に関する規定が現れしたこと、実習助手に要求される学歴基準を大学を卒業した者を基準としたことなどが注目される。しかしこの政令は、その後幾度か改正されて、実習助手に要求される標準的な学歴は「高等学校若しくは高等専門学校第三学年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると文部大臣が認める者」という現行政令に近いかたちに整頓された。

このいわゆる産業教育手当支給法により、工業、農業、水産、商船に関する学科の実習助手については、法令体系の中で明確に位置づけられるとともにその待遇改善が図られた。しかし同時に、この法律がその他の実習助手（その中には同じ職業学科である商業、家庭に関する学科の実習助手も含まれる）との間に裂け目を作り出したことは否定できない。

### III 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の制定

1960年代には、実習助手制度の歴史において重要な意義をもつ出来事が少なくとも二つあった。その一つは、1961年の「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」（昭和36年11月6日、法律第188号、以下「高校標準法」と略す）の制定である。

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 —その形成過程を中心に—

重要な点は、実習助手を高等学校の教職員として位置づけ、その定数を定め、これにより地方交付税などの財政的措置を裏づけたことなどである。

実習助手はこれまで「高等学校設置基準」の中で位置づけられ、その定数も定められてはいた。しかし、財政措置に対する拘束力が曖昧だったために、実習助手を必置の教職員として位置づけるか否かは都道府県まかせの觀があった。実習助手が同じ職業学科でも商業科や家庭科に配置されることは希であったし、普通教育の理科や障害児学校高等部に配置することも極めて希であったとみられる。これが一転して、実習助手は高等学校や障害児学校高等部の必置の職員の一つとして位置づけられるに至った意義は大きい。

実際には、この法律は1962年度までは教職員の現員を維持する猶予を認めていたし、また1963年から1968年まで続く高等学校生徒急増期には学級の生徒数の約1割増を認めるなどの臨時の措置も認めてはいた。しかし、少なくとも1963年度からは全面的に施行された。

「学校基本調査」によると障害児学校高等部にも1961年度から実習助手が配置されていることがわかるが、これはおそらくこの「高校標準法」の実効を示す最も顕著な例といえよう。それまで希にしか見られなかった理科あるいは家庭科担当の実習助手を配置する道府県が増加し始めた。たとえば、長野高教組実習教員部の資料によれば、同県の場合、県費で理科の実習助手が採用されたのは1961年かららしい。筆者がかつて学んだ旧制中学校の後身である諫訪清陵高等学校同窓会の『会員名簿』(1995年)の「旧職員」の欄には、1961年4月に「校務助手」なる職名の人が初めて着任し、1963年4月にはその後任者が「理科助手」として着任したことが記録されている。長野県だけがとくに遅れていたわけではなく、京都府においても、「実習助手」は長く便利屋的存在とされており、「校費助手」採用を廃止し、「実習助手」を理科及び職業科・障害児学校の実習担当に配置することにしたのは1964年だったと記録されている<sup>\*31</sup>。

## IV 実習助手の「実習にかかる教員免許状」取得の道の成立

1961年の教育職員免許法改正（附則第11項の追加）により、工業、農業、商業、水産、家庭等の教科を担当する実習助手に「工業実習」などこれら教科の実習にかかる高等学校教諭免許状取得の道が開かれたことは、実習助手制度の歴史における1960年代のもう一つの重要な出来事である。

すなわち、学歴により異なるが、たとえば高等学校を卒業して実習助手となった者は、経験6年を経た上、大学等で10単位を修得すれば、検定により実習にかかる教科の高等学校教諭の免許状を取得できることとなった。ちなみにこの改正は全くの新設ではなく、前述のように、形式的には、1949年の最初の教育職員免許法に規定されていたのに免許状取得方法が空欄になっていた部分が改めて規定されたかたちで制定されたものである。

もちろん、教員免許状を取得しても直ちに教諭として任用されることを意味するわけではなく、教諭になるためには改めて教育委員会の任用（あるいは新規の採用）試験を受けなければならないが、昇進に関してはいわゆる袋小路とみなされていた実習助手に教諭に任用される道が開かれたことの意義は大きい。しかしこの制度を実質化するためには、単位取得のために大学で学ぶ機会をつくり、あるいは教育委員会自体が単位認定の講習会を開くなどの措置を具体化する措置がもとめられるし、免許状取得者には教諭に任用するための措置（いわゆる任用替え）がもとめられる。

しかし、以上にのべた教員免許状取得や教諭への任用替えの道は、工業、農業等の職業に関する学科を担当する実習助手には開かれたが、理科担当あるいは障害児学校担当の実習助手にはこのような道は開かれていない。職業学科の実習助手と1960年代以降急激に増加している職業学科以外に配置される実習助手、ことに理科担当の実習助手との間には大きな制度的な裂け目ができた。

## おわりに

本稿で述べた要点を整理しておく。

実習助手制度は、少なくとも「高等学校設置基準」においては、すべての高等学校に配置するという積極的な規定を持って出発した。この規定が高等学校教育を充実させるうえで持つ今日的な意義は重要である。

しかしこの「設置基準」制定の過程に立ち入って考察してみると、実習助手制度は旧学制の実業学校ことに工業学校に配置されていた助手や「実習教員」の存在を継承し、これをすべての学科に及ぼすかたちで位置づけられたことがわかる。実習助手が工業、農業の職業学科から配置され始めたことは、当時の現実の必要に照応していたことを示している。

他方、工業などの職業学科についてみれば、旧学制下の助手や「実習教員」の存在を曖昧なかたちで継承したことが、実習助手の存在を曖昧にしていた結果となった。いわゆる産業教育手当支給法とその関連法規は、手当を別とすれば、実習助手の職務を規定した以上の役割は果たし得なかった。

実習助手をすべての高等学校に配置するという「高等学校設置基準」が当初から掲げた理想は、財政的裏づけを持たなかつたために60年代初頭までは曖昧に放置された。1961年のいわゆる高校標準法の制定は、こうした実習助手の歴史の大きな転機となった。理科や障害児学校高等部に実習助手が配置され始めたことは、これを如実に示している。こうして「高等学校設置基準」が設定した制度的な枠組みに実質が与えられることになった。これを実質化することは今日なお大きな課題として残されている。

教員免許状の取得をめぐって職業学科担当の実習助手と理科担当をはじめとする職業学科担当以外の実習助手との間に作り出された裂け目は大きい。制度的な問題であるだけにこの間隙を埋めることはかなりの難題である。実習助手限りの問題で、広く関係者ことに教員大衆の問題として自覚

化されていないところにも難しさがある。とりわけ、昨今、科学教育、技術教育の危機的状況が叫ばれていることを考えると、実験実習の充実に不可欠な人的条件整備の観点からも、「実習助手」制度の改善充実が求められているといえよう。

本稿では立ち入る余裕はなかったが、この実習助手制度の改善をめざすうえで高等学校教職員組合のとり組みが次第に活発になったことが重要な役割を果たしていたことを確認して、結びとする。

- \* 1 ちなみに、国立教育研究所編『日本近代教育百年史9 産業教育(1)』同編『日本近代教育百年史10 産業教育(2)』(1974年)の見出しや索引項目には、「助手」「実習助手」「実習教諭」「実習教員」等の項目は見えない。また日本の産業教育史の正史とも言うべき文部省『産業教育十年史』(1956年)、同『産業教育八十年史』(1966年)にも「助手」「実習助手」「実習教諭」「実習職員」「実習教員」等の見出しや索引項目は見えない。ただし前者の附属統計資料には「実習助手」「実習教諭」関連のものが含まれている。(これについては後述する。) また後者の本文には、いわゆる産振手当の支給範囲に関する法令等の記述の中に「実習助手」が登場しているに過ぎない。
- \* 2 1947年の制定当初の学校教育法第50条には、実習助手の字句は欠けていた。この第50条の「実習助手」に関する規定は、「学校教育法の一部改正」(1974年法律第70号)により、それまで学校教育法施行規則で定められていた教職員の職務規定を本法に移すかたちでくわえられた。平原春好『学校教育法』総合労働研究所、1978年、39頁を参照。
- \* 3 [日本教職員組合]2000年度実習教員全国集会報告書編集委員会編『2000年度実習教員全国集会報告書』(2000年10月、13頁)によると、実習助手の呼称には、14種類あると報告されている。
- \* 4 大村恵「戦後改革における統一的青年期教育像の成立——高等学校定時制課程制度理念の形成過程」『教育学研究』第56巻第4号、1989年12月、22~31頁。
- \* 5 三羽光彦『六・三・三制の成立』(法律文化社、1999年)

## 高校職業学科における実習助手制度の歴史 —その形成過程を中心に—

- \* 6 「新制高等学校設置基準設定委員会の第一回会合」〔太田周夫文書〕
- \* 7 「高等学校設置基準設定委員会概決事項（昭22.4.30）」〔太田周夫文書〕
- \* 8 三羽光彦、前掲書、260～268頁を参照。
- \* 9 「新制高等学校の仮免許状に関する規定案（学校教育法施行規則改正）（学校教育局師範教育課）（和22.4.11）」〔太田周夫文書〕
- \* 10 「高等学校設置基準設定審議促進要項案（昭22.6.4）」〔太田周夫文書〕
- \* 11 「編制（22.6.4）」〔多分、高等学校設置基準案の一部〕〔太田周夫文書〕
- \* 12 「工業関係学科施設暫定基準案」〔太田周夫文書〕
- \* 13 「工業学校長協議会於いて決定」〔太田周夫文書〕
- \* 14 「農業及水産関係学科高等学校設置最低基準案」〔太田周夫文書〕
- \* 15 「日付不確定、多分22.7.の半ばで、30日以前）「新制高等学校設置基準設定委員会の各分科会からの報告」〔太田周夫文書〕
- \* 16 「工業分科会決議事項」〔太田周夫文書〕
- \* 17 「農業及び水産関係分科会決定事項」〔太田周夫文書〕
- \* 18 「家庭科分科会決定事項（昭22.7.2）〔太田周夫文書〕
- \* 19 「定期制高等学校暫定基準案（22.7.28）」〔太田周夫文書〕
- \* 20 「高等学校設置基準設定委員会委員長より日高学校教育局長へ提出した報告。」〔太田周夫文書〕
- \* 21 「高等学校設置基準（案）」〔太田周夫文書〕
- \* 22 「高等学校設置基準要綱（案）（22.10.21）」〔太田周夫文書〕
- \* 23 「高等学校設置基準規程案」〔太田周夫文書〕
- \* 24 [22.12.17] Handbook on Preparatory Steps for the organization of the New Upper Secondary school. HATSU-Gaku #534. Published by Ministry of Education. 27、December 1947〔太田周夫文書〕
- \* 25 詳細は、米田俊彦「教員無試験検定に指定の変遷(1)」『かわら版』第109号、1995年10月、以下を参照。
- \* 26 寺崎昌男、「文検」研究会編『「文検」の研究』1997年、学文社、を参照。
- \* 27 切替の経過については、『戦後日本の教育改革8 教員養成』東京大学出版会、を参照。
- \* 28 神奈川県高等学校教職員組合実習教員専門委員会『実習教員運動の記録 VII』（1997年7月）10頁。
- \* 29 日本高等学校教職員組合編『日高教運動史』（1991年、労働旬報社）、670頁。
- \* 30 長野県高等学校教職員組合実習教員部第39回定期大会『運動方針（案）』（2001年6月22日）
- \* 31 『京都府高40年史』1999年、560頁。

### [謝辞]

筆者が実習助手について調査し、本稿をまとめるについては、数え切れない多くの人にお世話になった。紙幅の制約があるので、心苦しいが、本稿をまとめるについて資料を提供し知見をご教示して頂くなどの面で直接にお世話になった可児昭治、久保和枝、小松賢治、佐藤史人、三羽光彦、杉本忠信、鈴木満、高橋伊佐夫、中野渡強志、長谷川雅康、森川治人、安江清仁、山田武志の諸氏のお名前のみを掲げて謝意を示すことでお許しを願いたい。なかでも佐藤史人氏には、多数の資料探索にご協力を頂くなど本来共著としてもよいくらいにお世話になったことを記しておく。またいちいちお名前をあげないが、筆者のために応じて貴重な知見を提供して下さった技術教育研究会会員の諸氏にも感謝する。林萬太郎氏が本稿の想をまとめる機会を提供して下さったことにも感謝する。

### [付記]

本稿は、平成13年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(2)）「中等職業教育における実習指導とインターンシップの史的発展に関する実証的研究」による研究成果の一部である。